

◎新制度における私立幼稚園利用者負担額の見直しについて

① 新制度における利用者負担額（保育料）の考え方

幼稚園、保育所及び認定こども園の利用者負担額（保育料）は、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項の規定により、国の示す基準（以下「国基準」という。）を限度として、世帯の所得の状況等を勘案し市町村が定めることとなっております。

国基準は従来の幼稚園・保育所の利用者負担の水準が基となっており、市の定める利用者負担額も同様と考えております。

② 国基準と市利用者負担額及び市内私立幼稚園保育料の比較（月額）

階層区分	国基準額	市の定める利用者負担額	市内私立幼稚園平均負担額	【参考】階層別割合 〔H29.5.1 現在〕
第 1 階層 生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 人 (0.0%)
第 2 階層 市民税非課税世帯	3,000 円	3,000 円	1,000 円	2 人 (3.2%)
第 3 階層 市民税所得割額 77,100 円以下	16,100 円	11,900 円	14,100 円	6 人 (9.7%)
第 4 階層 市民税所得割額 211,200 円以下	20,500 円	17,400 円	18,500 円	41 人 (66.1%)
第 5 階層 市民税所得割額 211,201 円以上	25,700 円	21,800 円	23,700 円	13 人 (21.0%)

※市内私立幼稚園平均負担額は保育料(月額)+入園料(36 か月で按分)-就園奨励費(年額を 12 か月で按分)により算定しています(100 円未満切捨て)。

※階層別割合は市内に住居登録があり、市内及び市外の新制度に移行した私立幼稚園等に通う園児の保護者数です。

③ 私立幼稚園保護者補助金と経過措置について

市では私立幼稚園に在籍する園児の保護者を対象に、園児一人当たり年額 20,000 円の私立幼稚園園児保護者補助金を交付しています。この補助金は平成 27 年 3 月 31 日に改正された際の経過措置により、平成 30 年 3 月 31 日までは新制度に移行した私立幼稚園の保護者も対象となりますが、経過措置が終了する平成 30 年 4 月 1 日以降は対象となりません。

【資料 3】

④ 経過措置終了後の利用者負担額(保育料)について

上記の経過措置が終了することにより、新制度に移行した私立幼稚園の保護者は補助金を受け取れなくなりますので、実質的な利用者負担額は月額で 1,600 円程度の増額となります。前述のとおり、市の定める利用者負担額は従来の幼稚園・保育所の利用者負担を水準としているため、経過措置の終了により見直しを行うべきであると考えます。

平成 30 年度以降の利用者負担額(案)

階層区分	国基準額	市の定める利用者負担額	市内私立幼稚園平均負担額	【参考】階層別割合 (H29. 5. 1 現在)
第 1 階層 生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 人 (0.0%)
第 2 階層 市民税非課税世帯	3,000 円	2,000 円	0 円	2 人 (3.2%)
第 3 階層 市民税所得割額 77,100 円以下	16,100 円	11,000 円	12,400 円	6 人 (9.7%)
第 4 階層 市民税所得割額 211,200 円以下	20,500 円	16,600 円	16,900 円	41 人 (66.1%)
第 5 階層 市民税所得割額 211,201 円以上	25,700 円	21,000 円	22,000 円	13 人 (21.0%)

※市内私立幼稚園平均負担額は保育料(月額)+入園料(36 か月で按分)-就園奨励費及び保護者補助金(年額を 12 か月で按分)により算定しています(100 円未満切捨て)。

※階層別割合人数は市内に住民登録があり、市内及び市外の新制度に移行した私立幼稚園等に通う園児の保護者数です。

⑤ 今後の方向性

現在、市内の私立幼稚園で新制度に移行する予定の園はありませんが、平成 29 年度には市内で 3 園の認定こども園が開園し、近隣市町村では新制度に移行した私立幼稚園もあります。通園中の園児に対しては新制度への以降により負担増とならないようにするための経過措置もごさいますが、子ども・子育て支援法における新制度の趣旨を鑑みて、市の定める利用者負担額が従来の幼稚園・保育所の利用者負担から乖離することのないよう、今後も県内他市町村や各私立幼稚園等の動向を注視してまいります。